

—男女共同参画社会を目指して—

北区男女共同参画行動計画  
「第5次アゼリアプラン」のための提言

平成26年（2014年）4月

北区男女共同参画審議会

## はじめに

北区男女共同参画審議会は、平成25年11月に北区長から北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン」(平成22年3月策定)の改定について諮問を受け、「第5次アゼリアプラン」策定のための提言をまとめました。審議会は北区男女共同参画条例の基本理念に基づき、さらに北区の現状を踏まえ、男女共同参画社会を推進するために何が必要であるのか議論しました。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されてから15年経ちましたが、固定的な性別役割分担意識はまだ社会のあらゆる側面に根強く残っています。例えば、性差別意識に根付いた配偶者等への暴力の問題は、その根絶が強く求められていますが、未だに多くの深刻な事例が報告されています。今後はより一層実効性のある具体的な取組が必要と考えられます。

また、働く場における女性の地位向上はなかなか進まず、いまだ厳しい雇用情勢の中、女性の継続就労や再就職支援も引き続き重要課題となっています。こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現を着実に進めていかなければなりません。また、女性のみならず、男性の就業状況の改善や子育て協働等に関しても、男女共同参画の観点から、さらなる取組が求められています。

国は第3次男女共同参画基本計画において多くの成果目標を掲げ、実効性のある取組を推し進めようとしています。経済活性化のためにも女性の活躍が大いに期待され、あらゆる分野における指導的立場への女性の登用も進められています。北区も平成18年6月に男女共同参画条例を制定し、男女共同参画社会の推進を目指して様々な取組を続けて成果を挙げています。しかしながら、男女の人権が尊重され、性別にとらわれることなくすべての個人が自分らしく生きていくことができるような社会を作っていくためには、より一層の環境整備が必要です。また、男女平等の意識と男女共同参画への理解をもっと広げていくことが重要です。

この提言に示された内容を踏まえ、多様な個人のあり方が尊重される地域社会の形成を目指し、実効性が伴う行動計画が策定されるよう切に願います。

平成26年4月

北区男女共同参画審議会

会長 白井典子

# 目 次

## I 提言にあたって

1 基本的な考え方	1
2 提言の構成	2

## II 提言の内容

1. 目標1【人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会】	4
(1) 考え方	
(2) 課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」	
(3) 課題2「あらゆる暴力の根絶」	
(4) 課題3「生涯を通じた心と体の健康支援」	
2. 目標2【仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会】	8
(1) 考え方	
(2) 課題1「仕事と家庭生活の両立」	
(3) 課題2「子育てや介護を安心して行うための環境整備」	
(4) 課題3「働く場における男女共同参画の推進」	
3. 目標3【男女があらゆる分野で学び参画する地域社会】	12
(1) 考え方	
(2) 課題1「あらゆる育ちの場を通じた男女共同参画意識の形成」	
(3) 課題2「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」	
(4) 課題3「日常生活における男女共同参画の推進」	
4. 計画を推進するためのしくみ	16
(1) 考え方	
(2) 課題1「区の推進体制の充実」	
(3) 課題2「区民、関係機関等との連携」	

### <参考資料>

男女共同参画審議会答申までの審議経過	18
第4期北区男女共同参画審議会委員名簿	19
東京都北区男女共同参画条例	20

# I 提言にあたって

## 1. 基本的な考え方

区では、平成18年に「東京都北区男女共同参画条例」を制定し、その条例の基本理念を受けて、平成22年3月に「北区男女共同参画行動計画（第4次アゼリアプラン）」を策定した。そして、計画の目標達成に向けて各課題の取組を行い、毎年、事業の進捗状況について評価を加えながら計画の推進をしているところである。

全体として、事業結果については一定の成果は認められるものの、評価結果からも未だ取組等が不十分なところがあり、今後も引き続き取組が必要である。

また、計画策定後の社会情勢等の変化により、新たに取組まなければならない課題も発生している。

したがって、新しい計画では、これらを踏まえ、原則、第4次アゼリアプランを基盤としながらも、継続的課題は、現状を検証し、解決により効果的な手法等を検討するとともに、新たな課題等を盛り込んだものとすべきであるとする。

また、人間の尊厳と人権を大きく侵害する暴力については、その根絶のためのさらなる取組が必要であり、今回、東京都北区配偶者暴力対策基本計画を策定し、その推進の強化を図ることが望ましいと考える。また、計画の一貫性を担保することから本行動計画に内包する形式として提案した。

価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、男女の働き方等についての見直しが必要となってきた。子育て世代が安心して育児と仕事の両立ができ、また、介護者が離職せずに親などの家族の介護と仕事の両立を行うことは大変重要なことである。

そのためには、その人のライフステージに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活や地域生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進や環境整備が求められると考える。

一方、地域にも目を向けると、生活の個人化が進むなど、多種の要因により個人と地域の繋がりが一層希薄になりつつある。

また、仕事と生活のあり方を見直し、家庭と地域も大切にすることにより、心の豊かさを得ること、人と人をつなぎ、それぞれが持つ能力や考え方を生かしながら、地域の課題解決を図ることなどを進めていく必要がある。

平成25年6月に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の結果を踏まえ、様々な課題に対し、総合的かつ計画的に施策を推進するためには、男女が固定的観念にとらわれることなく、一人ひとりの役割と責任を分担し、互いに人格を尊重し合い、その能力や個性を十分に発揮して活かされる社会を目指していくものであると考える。

そして、常に男女共同参画の視点から、様々な主体が連携・協働し、様々な分野に参画することを進め、そうした連携・協働を通じ、意識啓発から地域における実践的活動に踏み出し、課題解決を通じて地域を活性化していくように取り組んでいくことを求めるものである。

## 2. 提言の構成

この提言は、東京都北区男女共同参画条例の基本理念に基づき、北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン」をおおむね踏襲しつつ、新たな課題や今後の重点事業を盛り込んだ内容として示すものである。

提言では、どのような地域社会の実現を目指して男女共同参画を進めていくのか、という視点に立ち、3つの目標を設定している。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

上記の3つの目標については、それぞれ課題をあげて分析し、それを具体的に解決へと導くための提案を行った。また、これらの目標を実現するためには、計画の推進体制も重要と考え、そのしくみを確立しながら十分に機能させるための提案も合わせて行うものである。

# 提言の構成

男女共同参画条例の基本理念 (第3条)	目 標	課 題
<p>すべての区民の人権の尊重 (第1項)</p> <p>互いの性の理解と健康な生活を営む 権利の保障 (第6項)</p>	<p>1 人権を尊重し健康な生活を 実現する地域社会</p>	<p>1 配偶者暴力の防止と被害者支援 <small>※北区配偶者暴力対策基本計画として位置づけ</small></p> <p>2 あらゆる暴力の根絶</p> <p>3 生涯を通じた心と身体への健康支援</p>
<p>家庭生活と社会的活動の均衡と調和 (第5項)</p> <p>多様な生き方を選択できる社会づく り (第2項)</p>	<p>2 仕事と家庭・地域生活を両 立できる地域社会</p>	<p>1 仕事と家庭生活の両立</p> <p>2 子育てや介護を安心して行なうための 環境整備</p> <p>3 働く場における男女共同参画の推進</p>
<p>あらゆる教育の場における男女共同 参画の推進 (第4項)</p> <p>あらゆる分野における政策・方針の立 案・決定への参画 (第3項)</p> <p>国際理解の下での男女共同参画の推 進 (第7項)</p> <p>※ ( ) の項番号は北区男女共同参画 条例第3条の項番号を指す</p>	<p>3 男女があらゆる分野で学び 参画する地域社会</p>	<p>1 あらゆる育ちの場を通じた男女共同参 画意識の形成</p> <p>2 政策・方針決定過程への男女共同参画 の推進</p> <p>3 日常生活における男女共同参画の推進</p>
<p>計画を推進するためのしくみ</p>		<p>1 区の推進体制の充実</p> <p>2 区民、関係機関等との連携</p>

## II 提言の内容

### 1. 目標1【人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会】

#### (1) 考え方

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念です。男女の個人としての尊厳を重んじ、社会における性差別を解消する必要がありますが、性別を理由とする差別的扱いは、未だに残っているのが現状です。ドメスティック・バイオレンス※やストーカー行為※などの暴力・暴言もなかなかなくなりません。また、マスメディアでは、性別役割分担意識に基づいて男女が描かれている事が多く、女性の性的側面のみを強調した内容や表現も存在しています。以上のような性差別意識から発生する人権侵害を解消していくことが強く求められています。

特に暴力（暴言を含む）は、個人としての尊厳を傷つけるだけでなく、周囲の人々にも深刻な影響を及ぼすことが多くあります。例えば、ドメスティック・バイオレンスは同居する子どもへの影響は深刻です。子どもが直接暴力を受けていない場合でも、両親の間での暴力を目撃することは児童虐待になります。

暴力には性差別意識が関係している事が多くあります。固定的な性別役割分担に基づく男性優位の社会構造の中で、男女の経済格差や女性に対する人権軽視の意識が、暴力の背景に存在しています。また、ストレスや不安感、不満の鬱積など、心の健康が損なわれることが暴力や性差別意識の誘因となる場合もあります。さらに、暴力が様々な犯罪へと結びつき、地域社会の安全安心への阻害へとつながることもあります。

男女が共に個性と人格を尊重し合う社会をつくるためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女は上下関係ではない事を認識することが大切です。また、暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向け、区民と各関係機関が連携して被害者の支援に取り組むことが重要です。

さらに、生涯にわたって心と身体の健康を保つことは、より良い家族関係、人間関係を構築し、互いに尊重し合う関係作りに大切なことです。女性の妊娠出産期における健康支援や、男女が互いに自分や相手の身体機能や特徴を思いやりを持って理解する事が求められます。また、一人ひとりが主体的に健康管理を行い、健康づくりに取り組む環境整備を行っていくことが必要です。

#### ※ドメスティック・バイオレンス

ここでは、配偶者間、恋人関係など親密なパートナー間での暴力という意味で使用します。暴力は、身体に対する暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。「首を絞める」、「物を投げつける」などの身体的暴力、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力などがあります。「DV」と略されることが多く、広義には、家庭内、家族間で起こる暴力をいい、高齢者や子どもなどに家庭内でふるわれる暴力を含めて使用される場合もあります。

#### ※ストーカー行為

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行なうことを「ストーカー行為」と「ストーカー規制法」では規定しています。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族に対して行なう「待ち伏せ」、「交際の要求」、「無言電話」等を指し、平成25年の法改正により「しつこいメール送信」の行為も追加されました。

#### (2) 課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」

##### (1) 現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）は暴力行為であり重大な人権侵害ですが、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者の救済が困難でした。

国は平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、その後3度にわたる法改正を行いました。3度目の改正（平成25年成立）では、同居する（していた）交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることになりました。

東京都は、平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、以後平成21年、24年と基本計画を改定し、取組を続けています。区においても「北区配偶者からの暴力防止連絡協議会」を設置し、DVに関わる問題の早期解決、再発防止、被害者支援のために各関係機関と連携して取組を行っています。さらに配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、相談体制の充実や関係機関との連携強化など総合的な対応が進められています。

内閣府男女共同参画局が行った『男女間における暴力に関する調査』（平成24年4月）によると、女性の約3人に1人は配偶者から暴力を受け、また約10人に1人は何度も受けていると回答しています。『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、身体的暴力を受けた経験がある女性は6.5%（男性4.3%）、精神的暴力を受けた経験がある女性は7.3%（男性5.1%）、性的暴力を受けた経験がある女性は4.1%（男性1.3%）、経済的暴力を受けた経験がある女性は4.7%（男性2.5%）という結果が出ています。また、北区における配偶者・パートナーからの暴力の相談件数は、平成23年度が578件、24年度が610件となっています。

DV被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、「夫のいう事を聞かない妻が悪い」といった性差別意識に基づいた周囲の認識不足、夫への恐怖心や経済的な不安などから被害を訴えることができない妻の孤立など、被害者が潜在化するケースも多くあると思われます。夫が妻を支配する夫婦関係を見直し、加害者・被害者を生まない男女平等の意識づくりが大切です。

さらに、家庭内における暴力のみならず、若年層を対象とした交際相手からの暴力の防止も重要です。配偶者間ではなくとも、恋人といった親しい間柄でも暴力の問題が起きており、「デートDV」と呼ばれています。高校生や大学生の間で、暴力という認識がないまま交際相手によって暴力行為が行われているケースがあり、若年層に対しても啓発を行っていく必要があります。

暴力防止への理解を広く区民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの区民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うことが求められます。また、DVは放っておくと被害が深刻になっていきますので、早期発見が大切です。そのためにも警察や医療機関、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し、自立までの支援を図っていくことが重要です。

## (2) 主な取組

### ① 配偶者暴力の未然防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を広く区民に向け、様々な機会を捉えて啓発する。また、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者にならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組む必要がある。

[具体的提案]

- ・区民対象に配偶者暴力防止に関する啓発活動の実施
- ・デートDVをはじめ、若年層に対する暴力防止に関する啓発活動の実施

### ② 配偶者暴力の早期発見の推進

医師や保健医療機関、学校、保育所、民生委員・児童委員、福祉関係者など日常の業務の中で配偶者暴力を発見しやすい立場にいる関係者と連携し、被害者の安全を配慮しながら適切な対応が図られるよう、情報提供を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・関係機関との連携の推進

### ③ 相談体制の充実

被害者本人や配偶者暴力に気づいた人が、すぐに相談することができ、適切な支援が総合的に行えるように相談体制の充実を図る必要がある。また、加害者への取組は、引き続き「相談」の一環として行う必要がある。

[具体的提案]

- ・相談窓口の周知



- ・相談事業の充実
- ・配偶者暴力相談支援センター機能の整備

#### ④ 被害者支援の充実

被害者の安全を確保しながら、就労や住宅の情報提供、子どもの教育等の支援について、関係機関と連携し、生活の再建・自立支援の充実を図る必要がある。

[具体的提案]

- ・安全確保のための支援体制の整備
- ・自立支援の充実
- ・関係機関・団体等との連携強化

### (3) 課題2「あらゆる暴力 ※の根絶」

#### (1) 現状と課題

男女の人権を侵害する暴力問題は、DV以外にもあります。家庭内の暴力行為も配偶者間に限らず、児童や高齢者、障害者に対する虐待も大変深刻な問題です。

高齢者虐待や障害者虐待では、介護者の介護に対する不安や疲労、ストレスなどの蓄積から虐待に至るケースが数多く報告されています。児童虐待も、孤立した母子関係や父子関係などがストレスになり、虐待に走ってしまうケースがあります。また、DVのある家庭では、同居する子どもにも直接被害が及ぶケースがあり、心理的外傷を与えるなど児童虐待が複合的に発生する場合があります。以上の虐待も、DVと同じように家庭内でおこることが多いので、周囲が気づくことが難しく、また、被害者が被害を自覚しにくい、訴えにくいという深刻な問題があります。加害者・被害者を生まないために、介護や育児が必要な家庭への支援や、孤立を防ぐ取組みが求められます。

また、テレビやインターネットなど様々なメディアから流される暴力表現や、女性や子どもの性を商品化するような表現は、人権を侵害し誤ったイメージを社会に広める可能性があります。『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、メディアにおける性・暴力表現について、「性・暴力表現を見たくない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない」と感じている人の割合が、45.0%となっています。また、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」と感じる人の割合は、24.1%となっています。いずれも平成20年度と同調査からは割合が減っていますが（55.8%→45.0%、31.6%→24.1%）、メディアの表現に対して男女共同参画の観点から問題があると感じている人が多くいることがわかります。男女共同参画社会の視点に立って、こうした表現を改めていくためには、情報の受け手がメディアリテラシー※を高め、正しい判断と意思表示をすることが必要です。さらに、個人情報情報の流失は人権侵害に結びつく場合もあることから、情報の扱いには十分留意することが求められます。

#### ※あらゆる暴力

暴力行為とは、直接殴ったり蹴ったりするという身体的なものだけではなく、暴言等によって相手の心を傷つけ、精神的に追い詰めるといった行為も精神的な暴力と見なされます。

#### ※メディアリテラシー

新聞、雑誌、テレビ、インターネット等から発信される様々な情報を、ただ受動的に受け止めるだけでなく、それぞれのメディアの特性を理解し、自分自身で主体的に判断・評価し、正しく使いこなす能力のことをいいます。

#### (2) 主な取組

##### ① 児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止

家庭内で起こる暴力は、身近な地域での見守りが必要であり、関係機関が連携して支援を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・早期発見と関係機関の連携
- ・虐待を生まない環境・意識づくり

## ② メディアによる人権侵害の防止

人権尊重や男女共同参画の視点に立って、一人ひとりがメディアからの情報を正しく読み取り、選択する能力を養うための啓発を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・メディアの持つ特性の理解促進

## (4) 課題3 「生涯を通じた心と体の健康支援」

### (1) 現状と課題

思春期や高齢期など生涯を通し、男女がお互いに自分や相手の身体の機能や特徴の理解を深め、思いやりを持ち、健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を進める上でとても重要なことです。男女の互いの性差を考慮した健康づくりの推進が求められます。

特に女性は、人生の各段階（思春期・妊娠・出産期・更年期・高齢期など）に応じて、男性は異なる健康問題が多くあることを理解する必要があります。例えば、妊娠や出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができる環境整備が大切です。しかし、産科医の減少等が進んでいる現状では、出産施設を備えた病院が身近にないといった深刻な問題があり、医療体制の充実整備が切実に求められています。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

### (2) 主な取組

#### ① 妊娠・出産期に関わる支援

妊娠・出産期を安心して過ごすことができるよう支援を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・母子保健事業の充実
- ・情報提供と男性の理解促進

#### ② 健康づくりへの支援

生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見や健康増進などの支援を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・区民健診の受診促進
- ・健康増進のための支援
- ・医療体制の充実

#### ③ 互いの性を尊重した健康づくりの推進

男女がお互いの健康に配慮し、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援を行う。また、妊娠や出産などについて情報提供などを行い、女性のライフステージに合った健康づくりについて支援を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・性差を考慮した情報提供
- ・からだと心の健康の保持
- ・エイズや感染症などの情報提供
- ・女性のための医療に関する情報提供

## 2. 目標2【仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会】

### (1) 考え方

社会や経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。少子高齢化が進み、雇用環境も大きく変わっていく中で、男女の働き方や暮らし方の見直しが必要となってきました。近年、男女共に仕事優先の生活から、仕事と家庭の両立を意識する人が増加しています。自分自身や家族との時間を大切にしつつ、仕事との両立を図るというワーク・ライフ・バランスの重要性が強く意識されています。

しかしながら、雇用情勢の厳しい中、安定した仕事に就けないなど雇用不安に直面する労働者が増える一方、長時間労働の常態化により、家庭や地域社会で過ごす時間がない労働者もまだまだ多くいるという働き方の二極化が起こっています。また、家事や育児、介護、さらには地域活動も、その多くを女性が担っているという現状にも大きな変化はありません。女性に対する家庭責任の偏りは、女性の就労継続や再就労を困難にすることがしばしばです。その他にも、母子家庭や父子家庭、一人で老親の介護を担っている人たちも増加しており、中には離職せざるを得ない人もいます。男女共に、仕事と生活のバランスに関して問題が深刻さを増していく可能性があります。

男女共同参画社会は、男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家庭生活と仕事、地域活動をバランスよく行うことができるような社会を目指しています。また、企業が多様な人材を生かし、活力ある社会を築くために、ワーク・ライフ・バランスを社会的に広めていくことが必要です。ワーク・ライフ・バランスを単に仕事と育児の両立支援策として捉えるのではなく、すべての人の問題であることを認識することがとても重要です。その上で、個人のライフステージやニーズに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活、地域生活をバランスよく両立させることができるような環境整備を進めていかなければなりません。

### (2) 課題1「仕事と家庭生活の両立」

#### (1) 現状と課題

国は、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び施策の方針を定めた「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定しました。憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。平成22年6月に改定が行われ、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現によって雇用の質の向上を目指し、また仕事と生活の調和が地域社会の活性化にもつながるとして、ワーク・ライフ・バランスの更なる理解を広めています。

『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、仕事と私生活の両立について、「バランスよく両立させる」という考えを支持するという回答が51.6%で最も高くなっています。しかし、男性に限ると、「仕事を優先する」「どちらかという仕事を優先する」を加えると、4割近くを占め（女性は2割未満）、「仕事と私生活をバランスよく両立させる」という回答は44.1%となっています（女性は57.0%）。「男は仕事」という固定的な性別役割分担意識の影響が根強くあるようです。

内閣府の『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成24年10月調査）によると、「家庭生活」や「地域・個人の生活」より「仕事を優先したい」と希望する男性は16.8%に過ぎませんが、実情として「仕事優先」となっている男性は37.7%に上ります。

ワーク・ライフ・バランスの考え方は、家庭・企業ともに浸透しつつあります。ワーク・ライフ・バランスをさらに促進し、女性の職場への参画や、特に男性の長時間労働の常態化の見直しを進める必要があります。経済情勢や雇用環境が厳しい中、企業は一層の効率性と生産性の向上を迫られ、大変厳しい状況にさらされています。しかし、ワーク・ライフ・バランスが進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、労働者の意欲の向上、仕事の見直しと効率化、企業のイメージアップや社

会的評価の向上など、多様なメリットが考えられます。

男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事・家庭生活・地域生活を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められています。

## (2) 主な取組

### ① 企業への働きかけ

企業のワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るために啓発活動を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組に秀でている企業の顕彰及び取組事例の紹介等を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要がある。

[具体的提案]

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の顕彰

### ② 男女がともに担う家庭生活

家事・育児の担い手として、男性への積極的な意識啓発などを行う必要がある。

[具体的提案]

- ・男性の子育て・家事協働支援
- ・法制度の充実の要望

### ③ いつでもどこでも情報を得られる環境

男女共同参画センターを中心に各世代に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発活動や働く方に大切な情報提供などを行う必要がある。

[具体的提案]

- ・情報提供の場の設置
- ・働く人への情報提供

## (3) 課題2「子育てや介護を安心して行うための環境整備」

### (1) 現状と課題

我が国では少子高齢化が進み、2025年には65歳以上の高齢人口の割合が約3割に達すると推計されています。ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、子育てや介護を地域社会全体の問題として捉える必要があり、区民が不安や孤立感を抱えずに、いつでも安心して子育てや介護を行える環境を整えることが重要です。

『平成25年度北区民意識・意向調査』の結果では、「子育て支援のための重点施策」について、「待機児童ゼロを目指した保育所や学童クラブの整備」への要望が36.9%、次に「子どもたち向けの自然にふれる場の提供」25.3%、「様々な集団での経験や高齢者などの異世代との交流の場の提供」25.3%と続いています。

そこで、現在、区が検討を行っている子ども・子育て支援新制度設計の中で、認可保育所等の質・量の充実をはじめ、利用者支援、地域子育て支援拠点事業及び放課後子どもプラン等の取組により、地域の子ども・子育て支援のより充実を図る必要があります。

また、多様な保育サービスの提供も喫緊の課題です。国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、第1子出産前後の継続就業率4割弱で長期的な変化がありません。子育て女性の就業状況は、正社員として働く女性は17.7%に過ぎず、約2人に1人がパート、アルバイトといった非正規雇用です。出産後の再就職にあたっての課題・不安に関しては、「子育てと両立できるか不安」が約5割でトップを占めています。区は待機児童の解消に積極的な取組を行っていますが、『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、「女性の再就職に必要な支援・対策」として、「保育所等の施設を整備すること」という回答が72.6%でもっとも高くなっています。待機児童については増加の傾向にあり、今後も解消に向けての継続的な取組が必要です。また、病児・病後児の保育に関しては、子育て家庭の継続就労を維持するために、更なる取組が求められています。就学後の子どもについても、放課後の対応が求められています。

介護をサポートする仕組みづくりの強化も必要です。介護による離職・転職者数は年々増加しています。『平成24年度東京都男女雇用平等参画状況調査』によると、従業員の約8割が仕事と介護を両

立することに不安を感じています。『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成 25 年 6 月実施）では、「介護が必要になった場合、仕事をやめますか」という設問に対し、「やめる」と「過去にやめた」という回答が合わせて 16.2%です。また「介護と仕事の両立に必要な支援」としては、「職場の理解」54.1%、「家族の協力」が 48.1%、「介護保険サービスの周知・充実」43.2%と続いています。

介護による離職者の防止及び離職した人の再就職支援については、企業・勤労者並びに介護者に対して介護制度や介護休業制度等の情報及び再就職に関する情報等を提供する必要があります。

## (2) 主な取組

### ① 子育て支援の充実

子ども医療の助成や地域による子育ての支援、育児中の養育者の相談体制の充実などを図る必要がある。

[具体的提案]

- ・子育て家庭への支援
- ・地域で支えるしくみづくり
- ・ひとり親家庭への支援
- ・相談体制の充実

### ② 多様な保育サービスの提供

待機児童解消の推進や病児保育の早期実施へ取組を強化することが必要である。また、放課後子どもプランの区内全地域での実施を進め、子育て家庭の育児の支援を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・保育サービスの充実
- ・就労形態にあわせた保育サービス
- ・就学後の支援

### ③ 介護をサポートするしくみづくり

家族の介護による離職防止や離職後の職場復帰のための情報提供など、介護者に対して支援を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・地域で支えるしくみづくり
- ・介護のための離職防止・職場復帰のための支援

## (4) 課題 3 「働く場における男女共同参画の推進」

### (1) 現状と課題

国は第 3 次男女共同参画基本計画において強調する視点の一つとして「女性の活躍による経済社会の活性化」を掲げています。現状では、女性（25 歳～44 歳）の非労働力人口の約 4 割が就業を希望しているにもかかわらず、その多くが家事・育児のために就業を断念しています。女性の労働力率は上昇していますが、M字型曲線の谷の解消には至っていません。平成 23 年度育児休業制度に関する調査研究事業報告書（厚生労働省）によると、「子どもを持ちながら働き続ける上で必要なこと」は何かという設問に対して、女性労働者（正社員及び非正社員）の回答は、「子育てしながらでも働き続けられる制度や職場環境」、「勤務時間が柔軟」、「残業があまり多くない」の順に多い割合でした。

女性が出産・育児等で退職した後に再度就労する際には、雇用条件が非常に厳しくなり、特に正規雇用につくことは困難になっています。総務省統計局が公表している労働力調査によると、非正規雇用のうち女性は約 7 割を占めています（平成 24 年）。

このような状況を踏まえ、女性の継続就労支援に役立つ子育て支援施策や、働く上で必要な労働法答の情報提供を行うことはとても重要です。また就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行う必要があります。

まだまだ家庭責任の多くを女性が担っている現状を考えると、個人個人のニーズに合った多様な働き方が模索されています。女性に対する就労支援と共に、起業支援を進めていくことも必要です。現在、区では起業支援については、一般講座並びに起業家支援施設ネスト赤羽で育成等を行っています。

しかし、女性を対象とした起業支援講座はありません。起業の約9割が小規模で自己資金で起業するケースが多いのですが、女性は比較的に就業経験が少ない分、経営及び事業に関するノウハウがない場合が多くあります。働き方の1つとして、「起業」についての情報提供を行い、女性の活躍の機会を増やす必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、働く場における女性への偏見や性差別へとつながってしまう場合があります。「女性の仕事は男性を支えること」「女性の収入は家計補助に過ぎない」といった思い込みが、女性を一人前の職業人として認めることを妨げてしまいます。また、女性に対して仕事の能力ではなく性的魅力を求めるような職場では、セクシュアル・ハラスメント等※が横行してしまうリスクもあります。

女性を軽視するような職場風土の改善や女性のキャリアアップのためには、管理職等への積極的登用や職域拡大など女性の活躍の推進も大切です。働く場において、男性と女性が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性役割にとらわれることなく個人個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていくことが求められています。

#### ※セクシュアル・ハラスメント等

男女雇用機会均等法は、事業主に対し、セクシャル・ハラスメントに関して必要な対策をとることを義務付けています。職場などで優位な力関係を背景に、上司が部下などに対して行われる「性的な言動」をセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）といい、また、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的に苦痛を与えることなどをパワー・ハラスメント（パワハラ）といいます。最近では、働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせやいじめを指すマタニティ・ハラスメント（マタハラ）という言葉も使われるようになってきました。

## (2) 主な取組

### ① 女性の就労・起業支援

個々の女性の働き方を含め、再就職支援や起業支援に関する知識・情報提供を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・継続就労への支援
- ・再就職のための支援
- ・起業のための知識、情報提供
- ・融資斡旋など起業支援

### ② セクハラ・パワハラの防止

企業並びに従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ防止などについての啓発を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・セクハラ・パワハラの防止啓発

### ③ 女性の活躍促進の働きかけ

職場や地域活動における女性の積極的登用などによる女性の活躍促進に、社会の各方面で自主的・積極的な取組が行われる重要性について、広く区民、企業などに啓発を行う必要がある。

[具体的提案]

- ・区民並びに企業・従業員への意識啓発を行う。

### 3. 目標3 [男女があらゆる分野で学び参画する地域社会]

#### (1) 考え方

男女共同参画社会を目指し推進していくためには、性差別を撤廃するための法律の制定や社会制度上の男女平等の実現が進められています。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業観に基いた「男は男らしく、女は女らしく」「男のくせに、女のくせに」といった考え方は、職場や学校、家庭、地域社会などの様々な場面において未だに存在しています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で、自らの意志によって社会のあらゆる分野・様々な活動に参画できるように社会制度や慣行の在り方を是正していく必要があります。様々な場面において、性別役割分担意識にとらわれない選択肢を確保し、選択の幅を拡大すること、さらに、男女それぞれが主体的な自己決定ができるような情報や支援が得られるようにすることが大切です。そのような経験によって、一人ひとりが男女平等意識を育むことができます。とりわけ、責任ある立場への女性の参画が進んでいない現状では、政策・方針決定過程への女性の登用は社会のシステムや意識を変えていくものであり、非常に重要です。

男女共同参画社会を目指すとは、家事・育児・介護などの家庭責任を担い、また仕事や地域活動といった他の活動とのバランスを取りながら、社会の一員として自分らしいライフ・スタイルを選択できるような社会になることです。

男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるようになるためには、区民一人一人が男女共同参画を身近な場面における問題であることを認識し、それぞれが主体的に取り組むことが大切です。その上で、地域の様々な団体とのネットワークづくりなどの環境整備に取り組んでいくことが求められています。

#### (2) 課題1 「あらゆる育ちの場を通じた男女共同参画意識の形成」

##### (1) 現状と課題

昭和60年(1985年)に男女雇用機会均等法が成立してから四半世紀が経過し、固定的な性別役割分担意識は徐々に薄れてきました。また、平成11年(1999年)に男女共同参画社会基本法が成立し、雇用以外の分野においても男女が互いに人権を尊重して性差別をなくし、一人ひとりが性役割に固定されることなく能力を発揮できる社会づくりが進められています。

しかし、男女共同参画意識は、まだ十分には広がっていません。『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』(平成25年6月実施)の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」が全体の7.5%、「どちらかといえば賛成」が31.9%と、賛成派が4割近くを占めています。これは、前回平成20年に行われた調査と比べると、「賛成」は1.3ポイント減(8.8%)ですが、「どちらかといえば賛成」は9ポイント増(31.9%)となり、合計すると賛成派は7.7ポイント増加しています。特に60代及び70代以上の男性の約6割が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しています。また、「反対」は前回調査の40.1%に比べて今回は19.7%と20.4ポイントも減少しています。北区では、平成18年6月に『北区男女共同参画条例』を制定し、男女共同参画意識の形成に努めていますが、更なる意識啓発の取組が必要です。

男女共同参画意識の形成には、まずは子どもたちの学びの場である学校教育が果たす役割が大きく、教職員等の人権研修などで男女共同参画が取り上げられていますが、更なる研修の実施が望まれます。また、児童・生徒の意識に関しては、例えば区立中学校の2年生を対象とした男女共同参画に関する意識・意向調査(平成25年6月実施)においても、「リーダーにふさわしいと思う人は男子か女子か」という質問に対し、86.7%が「男女どちらでもかまわない」と回答するなど、男女共同参画意識の浸透が見られます。教育現場においては、更なる意識の浸透への取組と、性的被害やスクール・セクハラ等にあった児童・生徒の相談やメンタルケアへの一層の対応が求められます。

また、同意識・意向調査では、「あなたは『男(女)だから〇〇しなさい』と言われたことがありますか」という質問に対して、男子は「よく言われる」(14.5%)、「ときどき言われる」(45.8%)、女子

は「よく言われる」(18.0%)、「ときどき言われる」(46.1%)と、男女共に約6割の生徒が「ある」と回答しています。学校教育の場のみならず、家庭、地域の様々な場において、子どもたちに関わる大人への啓発も含めて、行っていく必要があります。

『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』(平成25年6月実施)の結果では、「北区男女参画センターという施設があることを知らない」という回答が、前回(20年度)調査に比べて2.4ポイント減ったものの(79.3%→76.9%)、いまだ8割近くを占めています。また、アゼリアプランや条例の認知度も低く、さらに区民に広く意識啓発を進めていくために、講座・講演といった活動のみならず、生涯学習や青少年活動などの区の活動も通じ、様々な形で周知に取り組むことが重要です。

#### ※スクール・セクハラ

学校で起きるセクシュアル・ハラスメントを指します。教職員や部活動のコーチなど、指導的立場にいる大人から児童・生徒が性的被害を受けるというケースが報告されています。児童・生徒の人権を侵害する非常に深刻な問題です。

## (2) 主な取組

### ① 学びの場における男女共同参画意識の形成

次代を担う子どもたちに、その成長に応じた学びの場の中において、長期的な男女共同参画意識の啓発に努めることが必要である。

[具体的提案]

- ・北区男女共同参画条例・第5次アゼリアプラン・スペースゆうの周知の取組
- ・教職員等への研修の充実
- ・各学校・保育園・幼稚園での意識啓発(混合名簿の活用など)
- ・固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育
- ・男女共同参画を踏まえた対応ができる相談体制の充実

### ② 家庭における男女共同参画意識の形成

日常生活の中で、夫婦、親子間などそれぞれの関係の中で、互いに尊重し合い、男女共同参画意識を身近なところから醸成していくことが必要である。

[具体的提案]

- ・幅広い区民への男女共同参画の啓発
- ・男女が互いを尊重し合い、子どもの権利を守る家庭環境づくり
- ・家庭に届く情報提供

### ③ 地域における男女共同参画意識の形成

地域の中の、子どもたちに関わるあらゆる場の中で、関係する大人への意識啓発も必要である。

[具体的提案]

- ・町会自治会や青少年地区委員会・PTAなど子どもに関わる地域団体への啓発

## (3) 課題2「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」

### (1) 現状と課題

男女共同参画社会では、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定参画できる機会が与えられることが重要です。しかし、政策・方針決定の場への女性の参画は、まだまだ遅れています。

『平成25年版男女共同参画白書』(内閣府)によると、国会議員に占める女性の割合は、衆議院が7.9%(38人)、参議院が18.2%(43人)です(平成24年12月現在)。衆議院(下院)の女性議員の割合を国際比較すると、日本は190ヶ国中143位(平成24年10月現在)と、非常に低いランクにいます。



国は「社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに少なくとも 30%にする」という目標を掲げています。しかし、白書によれば、政治や行政、司法、雇用等の分野において、女性が「指導的地位」を占める割合が 3 割を超えているものはほとんどありません。例外として「国の審議会等委員」に占める女性の割合は、32.9%です（平成 24 年）が、北区の審議会等における女性委員の割合は、平成 25 年現在 26.5%で、ここ数年、数値に大きな変化は見られません。

また、北区の企業経営者を対象とした意識・意向調査（平成 25 年 6 月実施）によると、役職者に占める女性の割合は、「部長相当職」が 2.2%、「課長相当職」が 8.0%となっています。『平成 25 年版男女共同参画白書』によると、管理職に占める女性の割合は、「民間企業の部長相当」が 4.9%、「民間企業の課長相当」が 7.9%ですから、国の平均に対して北区は「部長相当職」の女性割合が半分未満となっています。また、北区の町会・自治会を対象とした意識・意向調査（平成 25 年 6 月実施）によると、会長に占める女性の割合は 4.0%であり、国の「自治会長に占める女性の割合」（4.5%）と比べるとわずかに低くなっています。

このように、政策・方針決定過程に、女性の参画が遅々として進んでいない現状では、多様な意見が反映されず、片方の性の視点のみに基づいて物事が決まってしまう。女性の能力が発揮される機会も広がりません。様々な活動の中で、男女双方がバランスよく政策・方針決定過程に参画できるような仕組み作りを、一層促進する必要があります。

## (2) 主な取組

### ① 政策・方針決定の場への参画促進

審議会等委員の男女バランスに引き続き配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参加できる環境・意識づくりを推進することが必要である。

[具体的提案]

- ・ 審議会等への女性の参画推進
- ・ 町会自治会、P T A 等地域団体のリーダーへの女性の参画
- ・ 男女双方の視点に配慮した行政計画の策定

### ② 管理・監督者への登用と職域の拡大

様々な分野で活躍する女性の紹介などにより、女性への意識啓発をするとともに、男女共同参画の視点から、男女双方への理解を進めていくことが必要である。

[具体的提案]

- ・ 活躍する女性の情報提供
- ・ 女性の昇進試験受験促進
- ・ 固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発

## (4) 課題 3 「日常生活における男女共同参画の推進」

### (1) 現状と課題

男女共同参画推進のためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが求められています。日常生活において男女共同参画の意識を高めるためには、身近な生活場面での行動や役割について男女共同参画という視点から検証することが必要です。

区の事業においては、男女の参加状況などのデータを収集・蓄積し、男女共同参画の実態の把握に努めると共に、事業の更なる効率的な展開につなげていき、またそれらを区民が理解しやすい形にしていく取組が求められます。

多くの人々が男女共同参画推進に向けて活動を始めるためには、日常生活において身近な場にきっかけを作っていくことが大切です。特に、地域社会における活動が、そのきっかけとなる可能性が大いにあります。

『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成 25 年 6 月実施）の結果によると、「地域活動に参加していない」と回答したのは男性が 65.3%、女性が 51.7%と、男性の割合が高くなっています。「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が社会に強く広がっていると、男性の生き方が仕事中心になり過ぎてしまい、家庭や地域社会に居場所がなくなってしまうという問題が起こってしまいます。男女共同参画とは、女性が活躍できる場を広げる「女性の社会進出」が主な目的だというイメージがありますが、女性のみならず男性の活躍の場を広げることも大事なことです。例えば定年退職後の男性の生活自立につながるような取組や、父親の子育て支援のネットワークづくりなど、家庭や地域社会における男性の参画も大きく必要となってきます。

北区では様々な団体による地域活動が幅広く行われていますが、分野別の活動や担い手が固定化している傾向にあります。もっと分野を超えた団体間の連携・協働を推進する必要もあり、区は男女共同参画の視点から、性別、活動分野などに関わらず、様々な人々が互いに能力を発揮し、関わり合い、社会的ネットワークが広がっていくような環境を整えていく役割を担っています。

北区の町会・自治会を対象とした意識・意向調査（平成 25 年 6 月実施）では、「町会・自治会の研修や懇談会で男女共同参画について話し合いをしたことがありますか」という質問に対して、「話し合いをしたことがある」（7.5%）が一割に満たない一方、「特に取り上げたことはない」が 85.2%と非常に高い割合となっています。区民が地域活動を通して、もっと男女共同参画を身近なものとして理解できるように、様々な機会を通じて、一層の情報提供や多様な活動の促進が必要です。

## ② 主な取組

### ① 身近な生活場面における男女共同参画

北区ニュースをはじめ、センター情報誌「ゆうレポート」、ホームページ、啓発物など様々な広報媒体を利用し、あらゆる区民に情報が届くように工夫・推進する必要があります。

[具体的提案]

- ・あらゆる区民に届く情報発信
- ・北区男女共同参画データの作成と活用

### ② 男女がともに自立し生活するための支援

男女共同参画を推進するためには、男性の視点から理解を深めていくことも大切であり、さらに男性の固定的性別役割分担の意識改革を進める必要がある。

[具体的提案]

- ・男女の生活自立の促進
- ・様々な世代の男女の地域活動への参加促進
- ・男性に対する男女共同参画の意識啓発・推進

### ③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

引き続き、区民の多様性を確保できるよう地域でのネットワークや交流が広がる環境を整えていく必要がある。

[具体的提案]

- ・団体・グループ活動の支援と交流促進
- ・国籍・文化の異なる区民との交流促進
- ・性的少数者※への理解

※性的少数者

身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的な違和感を持つ状態（性同一性障害）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人などをいいます。

## 4. 計画を推進するためのしくみ

### (1) 考え方

男女共同参画のための施策は、多岐にわたっています。その施策を実効性のあるものにしていくためには、施策を推進する総合的な体制を整備し、区をあげて強化していかなければなりません。区の各部署が、計画事業の適切な進行管理を行うとともに、男女共同参画を推進していくための仕組みを構築していくことが必要です。

また、職員においても、日々の業務から率先して男女共同参画の視点を踏まえたそれぞれの施策を見直し、その成果を区内に普及していく、という役割を強く意識する必要があります。

従来からの意識啓発、意識形成だけにとどまらず、地域の課題解決を図っていくためには、計画・実施・評価・改善検討の各段階で広く区民の意見を取入れながら進めていくことも重要です。さらに区と区民、企業、関係機関など様々な団体が、男女共同参画の課題に主体的に、また相互に連携・協働を強めながら取り組んでいかなければなりません。

### (2) 課題1 「区の推進体制の充実」

#### (1) 現状と課題

平成18年6月に「東京都北区男女共同参画条例」を制定以降、社会状況の変化に対応し、それまでの成果を踏まえながら、北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン（平成22年度～26年度）」を策定、区は様々な制度を整備し、施策を展開してきました。

また条例に基づき、学識経験者や区民等で構成する東京都北区男女共同参画審議会、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会や、庁内の推進機関として、北区長を長とする男女共同参画推進本部及び関係課長による幹事会を設置しています。そしてアゼリアプランの進捗状況を管理し、各事業のより実効性のある推進を図るとともに、評価・見直しを行う評価システムを取り入れています。

これらの推進体制を活用して、区の各部署が男女共同参画の視点を持ちながら事業を行い、区全体の取組として、男女共同参画を推進していく必要があります。

アゼリアプランに掲げる施策を実現していくためには、全体で制度をより有効に機能させるほか、日常業務の中での職員一人ひとりの意識改革も必要です。

また、男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センターは、男女共同参画意識の形成に向けて、より多くの区民に認知及び活用されるよう、いろいろな方策をもって努めるとともに、地域の課題解決に取り組む拠点として、さらに機能強化に取り組んでいかなければなりません。

#### (2) 主な取組

##### ① 職員の意識啓発

区職員が日常業務の中で、男女共同参画意識を持って、業務を遂行することが重要であり、そのためには職員の意識調査の実施・把握と、研修の充実を図る必要がある。

[具体的提案]

- ・ 職員の意識調査の実施
- ・ 職員研修の充実

##### ② 計画の進捗管理

計画の進捗状況の評価を体系的に行うとともに、区民意識調査を定期的実施し、その調査結果等から、区民意識や施策の効果を検証し、行動計画や男女共同参画のための施策に反映させていく必要がある。

[具体的提案]

- ・定期的な区民意識調査の実施
- ・計画の評価システムの効果的な運用

### ③ 拠点施設の機能強化

男女共同参画推進のための拠点施設として、その役割や機能を十分に果たすべく、また多くの区民が活用できるよう、周知等にも取り組む必要がある。

[具体的提案]

- ・幅広い区民参加の促進
- ・情報発信機能の強化
- ・区民ニーズの把握

## (3) 課題2「区民、関係機関等との連携」

### (1) 現状と課題

男女共同参画は様々な分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたっては、区民はもとより、地域団体、大学や企業、NPOなど、多様な主体との連携や協働が今後も不可欠です。

DV防止対策における区内相談関係部署との連携体制づくりもさらなる推進が求められる一方男女共同参画センターでは、区民団体との協働により、さらなる充実した事業展開を進めていく必要があります。

男女共同参画センターは、区民や地域団体、企業、NPOなど様々な人々が出会う場でもあります。センターはそれらの人たちを結びつけ、交流を図ることなどにより、事業の効果をより高めるよう努めるとともに、一層充実した計画推進に取り組まなければなりません。

### (2) 主な取組

#### ① 区民、関係機関等との連携

男女共同参画施策をより効果的に実施するためには、区民や企業、大学等との連携を強化し、推進する必要があります。

[具体的提案]

- ・区民等との協働事業の推進
- ・情報発信など協力店舗の確保
- ・地域の企業や産業団体などとの共同事業の推進
- ・大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決

男女共同参画審議会答申までの審議経過

回数	会議体	開催月日	会議議事内容
1	審議会	25年11月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長より諮問</li> <li>・策定の考え方について</li> <li>・専門部会の設置について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> </ul>
2	専門部会	25年11月29日(金)	第2専門部会－1回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題について</li> </ul>
3	専門部会	25年12月11日(水)	第1専門部会－1回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題について</li> </ul>
4	専門部会	25年12月13日(金)	第3専門部会－1回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題について</li> </ul>
5	専門部会	25年12月17日(火)	第2専門部会－2回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な取組と具体的提案について</li> </ul>
6	専門部会	26年1月10日(金)	第3専門部会－2回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な取組と具体的提案について</li> </ul>
7	専門部会	26年1月15日(水)	第1専門部会－2回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な取組と具体的提案について</li> </ul>
8	専門部会	26年1月22日(水)	第2専門部会－3回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標2についてのまとめ</li> </ul>
9	専門部会	26年1月28日(火)	第1専門部会－3回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標1についてのまとめ</li> </ul>
10	専門部会	26年2月6日(木)	第3専門部会－3回目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標3についてのまとめ</li> </ul>
11	リーダー会議	26年2月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門部会の内容把握・調整</li> </ul>
12	リーダー会議	26年3月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門部会の内容最終確認</li> </ul>
13	審議会	26年3月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(提言)案の最終確認</li> </ul>
14		26年4月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長へ答申</li> </ul>

第4期 北区男女共同参画審議会委員名簿

選出区分	氏名	役職及び所属団体	備考
会長	白井 典子	弁護士	
副会長	宮城 道子	十文字学園女子大学人間生活学部教授	
学識経験者	山田 昌弘	中央大学文学部教授	
	奥津 眞里	(独) 労働政策研究・研修機構 特任研究員	第2専門部会 リーダー
区内関係団体	岡野 幸恵	民生委員・児童委員協議会	
	山崎 勝利	町会自治会連合会	
	佐藤 美根子	王子法人会女性部会	
	大内 美幸	区立幼稚園PTA連合会	
	照井 史生	人権擁護委員の会	第1専門部会 リーダー
	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	第3専門部会 リーダー
	佐藤 節子	新生活運動推進協議会	
公募委員	小澤 浩子	区内在住	
	楠 隆文	区内在住	
	酒井 克子	区内在住	
区議会議員	大島 実	企画総務委員会委員長	
	近藤 光則	健康福祉委員会委員長	
関係行政機関 ／区職員	寺内 親弘	東京都労働相談情報センター池袋事務所長	
	清正 浩靖	総務部長	
	田草川 昭夫	教育委員会事務局次長	
	栗原 敏明	子ども家庭部長	

# 東京都北区男女共同参画条例

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条～第八条）

### 第二章 基本的施策等（第九条～第十二条）

### 第三章 男女共同参画審議会（第十三条）

### 第四章 苦情への対応（第十四条・第十五条）

### 第五章 雑則（第十六条）

### 付則

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

### （用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

### （基本理念）

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。  
(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。  
(あらゆる情報の公表への配慮)

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

(区の責務)

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

(区民の責務)

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策等

(基本的施策)

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会



の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策  
(行動計画)

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

### 第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。

二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。

三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。

四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。

3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。

4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

#### 第四章 苦情への対応

（苦情の申出と処理）

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
  - 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
  - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
  - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
  - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

（男女共同参画苦情解決委員会の設置）

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第五章 雑則

（委任）

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

—男女共同参画社会を目指して—  
北区男女共同参画行動計画  
「第5次アゼリアプラン」のための提言

刊行物登録番号  
26-1-003

平成26年（2014年）4月

発行 北区男女共同参画審議会

事務局 北区子ども家庭部男女共同参画推進課  
北区王子1-11-1 北とぴあ5・6階  
03(3913)0161（ダイヤルイン）